

【介護予防】わくわく荘ショートステイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いつつ星会(以下「事業者」という。)が開設するわくわく荘ショートステイサービス(以下「事業所」という。)が行う(介護予防)指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、栄養士及び看護師などの看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「短期入所生活介護従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の(介護予防)短期入所生活介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 わくわく荘ショートステイサービス
- 2 所在地 二戸市仁左平字横手6番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 短期入所生活介護従業者
 - 医師 1名以上
入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
 - 生活相談員 常勤 1名以上
入居者の生活相談にあたる。
 - 介護支援専門員 常勤 1名以上
入居者の短期入所生活介護の作成にあたる。
 - 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で合計 3名以上
介護職員は入居者の介護・介助、看護職員は入居者の看護にあたる。
 - 機能訓練指導員 1名以上

入居者の機能訓練にあたる。

栄養士 1名以上

利用者の食事管理及び献立の作成にあたる。

*指定短期入所生活介護従業者は、介護予防指定短期入所生活介護の勤務にあたる。

(営業日及び入所受付時間)

第5条 事業所の営業日及び入所受付時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとし、祝日も営業を行う。
- 2 入所受付時間 9時00分から17時00分までとする。

((介護予防)指定短期入所生活介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日7名とする。また、併設の本体施設(わくわく荘20床)において空床があるときは、利用することができる。

((介護予防)指定短期入所生活介護の利用人員)

第7条 (介護予防)指定短期入所介護の内容は、(介護予防)指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
ア. 排泄の介助
イ. 移動、移乗の介助
ウ. 通院等の介助その他必要な身体介護
- 2 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
ア. 衣類着脱の介助
イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
ウ. その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること
食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。また、昼食時間については、置き置き可能な時間内で選択することが可能。
ア. 食事摂取、食事準備、後始末の介助
イ. 朝食時間 7:30～9:30 昼食時間 12:00～14:00 夕食 17:00～19:00
ウ. その他必要な食事の介助

- 4 日常動作訓練に関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービスを行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. 行事的活動

ウ. 休養(養護)

5 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗動作の介助

イ. 送迎

6 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. その他必要な相談、助言

7 理美容に関すること

必要とする利用者については、有料にて理美容サービスを提供する。

((介護予防)指定短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 (介護予防)指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、保険者より交付される介護保険負担割合証に基づいた割合の額とする。

2 (介護予防)指定短期入所生活介護にかかる食材料費については以下の通りとする。

ア. 朝食 445円

イ. 昼食 500円

ウ. 夕食 500円

エ. 行事などによる特別な食事 実費

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

3 滞在に要する費用(滞在費) 従来型個室 2,443円/日

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

4 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

5 複写物として、1枚あたり10円(白黒)、30円(カラー)を徴収する。

6 理美容料金として、散髪 1,100円、髭剃り 1,100円を負担していただきます。

7 通院、入院、外出等の移送費

ア 二戸市内(浄法寺町を除く) 500円(片道)

イ 二戸市の一部を除く二戸広域管内(浄法寺町、九戸村、軽米町、一戸町)

1,000円(片道)

※それ以外の対応は、原則対応しない

- 8 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名(記名押印)をうけることにすること。
- 9 (介護予防)指定短期入所生活介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、二戸市(浄法寺町を除く)の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、(介護予防)指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 (介護予防)指定短期入所生活介護従業者等は、(介護予防)指定短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

((介護予防)指定短期入所生活介護の利用契約)

第13条 事業者は、(介護予防)指定短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して(介護予防)短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び(介護予防)指定短期入所生活介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、(介護予防)指定短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、(介護予防)指定入所生活介護従業者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 (介護予防)指定短期入所生活介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、(介護予防)指定短期入所生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、(介護予防)指定短期入所生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、(介護予防)指定短期入所生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第16条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの短期入所生活介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 (介護予防)指定短期入所生活介護従業者は、(介護予防)指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該(介護予防)指定短期入所生活介護について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第2項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した(介護予防)指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(損害賠償)

第19条 事業者は、利用者に対する(介護予防)指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、(介護予防)指定短期入所生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 (介護予防)指定短期入所生活介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者からもとめられたときは、これを提示するものとする。
- 4 事業所は、この事業を行うために、介護記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いつつ星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17年 3月 15日より施行する。

平成 17年 8月	1日	一部改定
平成 17年10月	1日	一部改定
平成 18年 1月	1日	一部改定
平成 21年 4月	1日	一部改定
平成 24年 4月	1日	一部改定
平成 25年 4月	1日	一部改定
平成 27年 4月	1日	一部改定
平成 27年 8月	1日	一部改定
平成 28年 4月	1日	一部改訂
平成 29年 2月	1日	一部改訂
平成 29年 7月	1日	一部改訂
令和 元年 10月	1日	一部改訂
令和 3年 8月	1日	一部改訂
令和 6年 4月	1日	一部改訂